

# 定期保険 法人プラン

企業経営における  
さまざまなリスクへの備えに、  
保険金等をお役立ていただけます。



引受保険会社



この街と生きていく

定期保険のお申込みは信用金庫へ

**SHINKIN** 信用金庫

この商品は、「死亡保障」などを目的とする商品です。保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とする保険加入はお勧めしておりません。

# 企業経営における さまざまなリスクへの備えに、 保険金等をお役立ていただけます。

## 万一の場合の事業保障資金として

経営者に万一のことがあった場合、会社と働く方々の暮らしを守るため、当面の事業資金や債務返済資金への準備が大切です。

この商品は、死亡・高度障害状態によるリスクへの備えに加え、特約を付加することで「がん」や「認知症・介護」によるリスクに備えることも可能です。

## 万一の場合の死亡退職金・弔慰金の財源として

長年経営に専心し、事業の繁栄を築いてきた経営者の万一のときに、残されたご遺族の先行きの安定のためにも、十分な死亡退職金や弔慰金の準備が大切です。

## 万一の場合の事業承継資金として

経営者に万一のことがあった場合、事業承継者は高額な相続税の支払いを迫られ、納税資金確保のために、自社株や事業資産の売却を余儀なくされるリスクがあります。円滑な事業承継を実現するためには、資金面での準備も大切です。



### 〈このパンフレットにおける契約形態〉

| 契約者 | 被保険者            | 死亡保険金受取人 |
|-----|-----------------|----------|
| 法人  | 経営者(代表者・役員)・従業員 | 法人       |

# 一定期間の「万一」のときに備えての保障を

しくみ図  
(イメージ図)

【保険金額】 定期保険1,000万円  
【年齢・性別】 50歳・男性  
【保険期間(保険料払込期間)】 10年  
【保険料】 □座振替年払 64,210円



## 保障内容

| お支払いする<br>保険金 |         | お支払いする場合(概要)<br>被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い | お支払いする<br>金額 | 〈ご参考〉<br>お取扱内容* |
|---------------|---------|--------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 定期保険          | 死亡保険金   | 死亡されたとき                                    | 1,000万円      | 300～<br>4,000万円 |
|               | 高度障害保険金 | 所定の高度障害状態になられたとき                           |              |                 |

※死亡保険金、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※所定の高度障害状態については、13ページをご確認ください。

### \*〈ご参考〉お取扱内容について

お取扱内容については、11ページをご確認ください。保険金額は年齢による制限があります。  
定期保険(主契約)の保険金額が300万円未満の場合は、お取り扱いできません。  
保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。

## 経理処理例

|  | 契約者 | 被保険者            | 死亡保険金受取人 |
|--|-----|-----------------|----------|
|  | 法人  | 経営者(代表者・役員)・従業員 | 法人       |

|                                   |               |                 |
|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 【保険料を払い込んだとき】<br>保険料は全額を損金に算入します。 | 借 方           | 貸 方             |
|                                   | 支払保険料 64,210円 | 現金または預金 64,210円 |

|                                                                         |                     |                 |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|
| 【保険金を受け取ったとき】<br>(死亡により1,000万円を受け取った場合)<br>受け取った保険金は、雑収入として全額を益金に算入します。 | 借 方                 | 貸 方             |
|                                                                         | 現金または預金 10,000,000円 | 雑収入 10,000,000円 |

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、  
原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金に算入します。

※2022年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理処理は今後変更になる場合があります。

実際のお取り扱い等につきましては、担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【関連法令等】 法人税基本通達9-3-5



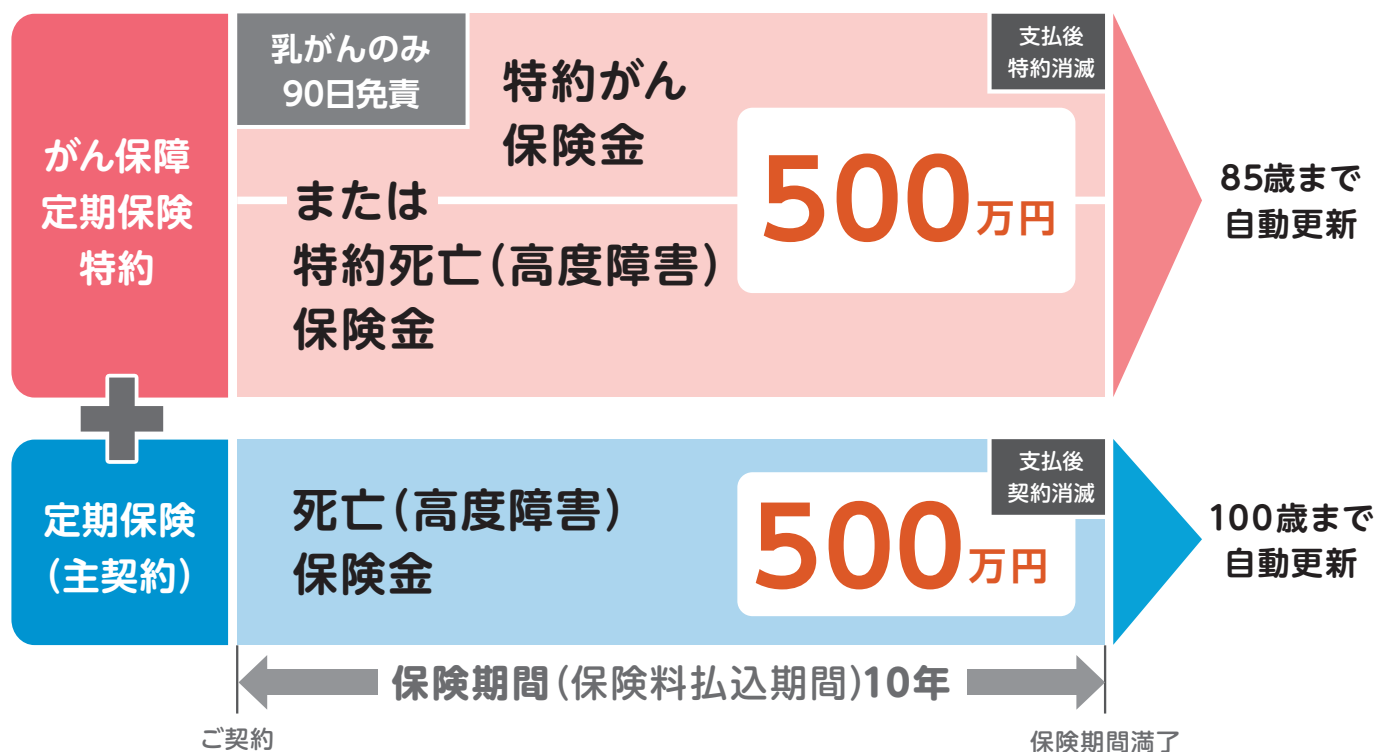
保障についてご留意いただきたいことがありますので17ページをご確認ください。

# 「万一」のときに備えての保障に 「がん」の保障も

しくみ図  
(イメージ図)

【保険金額】定期保険 500万円  
がん保障定期保険特約500万円  
【保険期間(保険料払込期間)】 10年

【年齢・性別】50歳・男性  
【保険料】口座振替年払 105,880円



## 経理処理例

| 契約者 | 被保険者            | 死亡保険金受取人 |
|-----|-----------------|----------|
| 法人  | 経営者(代表者・役員)・従業員 | 法人       |

| 【保険料を払い込んだとき】<br>保険料は全額を損金に算入します。                                       | 借 方                 | 貸 方              |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------|
|                                                                         | 支払保険料 105,880円      | 現金または預金 105,880円 |
| 【保険金を受け取ったとき】<br>(死亡により1,000万円を受け取った場合)<br>受け取った保険金は、雑収入として全額を益金に算入します。 | 借 方                 | 貸 方              |
|                                                                         | 現金または預金 10,000,000円 | 雑収入 10,000,000円  |

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、  
原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金に算入します。

※2022年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理処理は今後変更になる場合があります。

実際のお取り扱い等につきましては、担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【関連法令等】 法人税基本通達9-3-5

## 保障内容

| お支払いする<br>保険金      |               | お支払いする場合(概要)<br>被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い                                              | お支払いする<br>金額 | 〈ご参考〉<br>お取扱内容* |
|--------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| がん保障<br>定期保険<br>特約 | 特約がん保険金       | 初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患していると<br>診断確定されたとき<br>※「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約<br>がん保険金のお支払い対象となりません。 | 500万円<br>〈注〉 | 100～<br>500万円   |
|                    | 特約死亡保険金       | 死亡されたとき〈注〉                                                                                  |              |                 |
|                    | 特約高度障害<br>保険金 | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                                         |              |                 |
| 定期保険               | 死亡保険金         | 死亡されたとき〈注〉                                                                                  | 500万円<br>〈注〉 | 100～<br>4,000万円 |
|                    | 高度障害保険金       | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                                         |              |                 |

〈注〉「万一」の保障の給付例について

死亡・所定の高度障害状態になられたとき  
..... 合計 最高1,000万円

定期保険の死亡保険金(または高度障害保険金)とがん保障定期保険特約の特約死亡保険金(または特約高度障害保険金)の合計金額です。特約がん保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、お支払いする金額は500万円となります。

### \*〈ご参考〉お取扱内容について

お取扱内容については、11ページをご確認ください。

死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額、がん保障定期保険特約の保険金額の合計が300万円未満の場合は、お取り扱いできません。

保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。



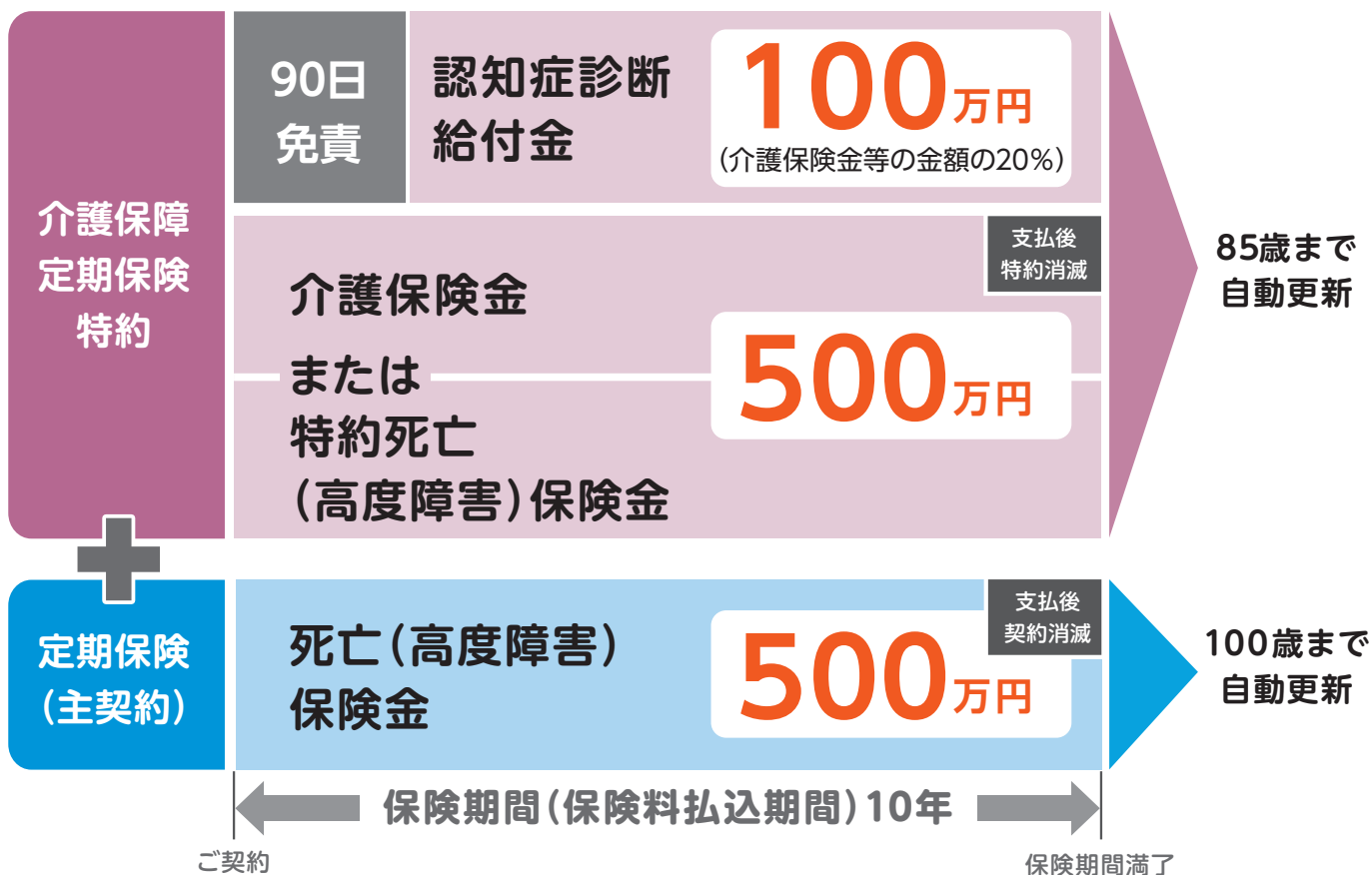
保障についてご留意いただきたいことがありますので17ページをご確認ください。

# 「万一」のときに備えての保障に 「認知症・介護」の保障も

しくみ図  
(イメージ図)

【保険金額】定期保険 500万円  
介護保障定期保険特約 500万円  
【保険期間(保険料払込期間)】 10年

【年齢・性別】50歳・男性  
【保険料】口座振替年払 72,355円



## 経理処理例

| 契約者 | 被保険者            | 死亡保険金受取人 |
|-----|-----------------|----------|
| 法人  | 経営者(代表者・役員)・従業員 | 法人       |

| 【保険料を払い込んだとき】<br>保険料は全額を損金に算入します。                                         | 借 方                 | 貸 方             |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|
|                                                                           | 支払保険料 72,355円       | 現金または預金 72,355円 |
| 【保険金等を受け取ったとき】<br>(死亡により1,000万円を受け取った場合)<br>受け取った保険金等は、雑収入として全額を益金に算入します。 | 借 方                 | 貸 方             |
|                                                                           | 現金または預金 10,000,000円 | 雑収入 10,000,000円 |

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、  
原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金に算入します。

※2022年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理処理は今後変更になる場合があります。

実際のお取扱い等につきましては、担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。



## 保障内容

| お支払いする<br>保険金等     |               | お支払いする場合(概要)<br>被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い                                   | お支払いする<br>金額 | 〈ご参考〉<br>お取扱内容*       |
|--------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|
| 介護保障<br>定期保険<br>特約 | 認知症診断<br>給付金  | 認知症給付の責任開始日以後、<br>初めて所定の認知症に罹患していると<br>診断確定されたとき                                 | 100万円        | 介護<br>保険金等の<br>金額の20% |
|                    | 介護保険金         | つぎのいずれかの事由に該当したとき<br>(1)公的介護保険制度の要介護2以上に<br>該当していると認定されたとき<br>(2)所定の要介護状態に該当したとき | 500万円<br>〈注〉 | 100～<br>500万円         |
|                    | 特約死亡保険金       | 死亡されたとき〈注〉                                                                       |              |                       |
|                    | 特約高度障害<br>保険金 | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                              |              |                       |
| 定期保険               | 死亡保険金         | 死亡されたとき〈注〉                                                                       | 500万円<br>〈注〉 | 100～<br>4,000万円       |
|                    | 高度障害保険金       | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                              |              |                       |

〈注〉「万一」の保障の給付例について

死亡・所定の高度障害状態になられたとき

..... 合計 最高1,000万円

定期保険の死亡保険金(または高度障害保険金)と介護保障定期保険特約の特約死亡保険金(または特約高度障害保険金)の合計金額です。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、お支払いする金額は500万円となります。

### \*〈ご参考〉お取扱内容について

お取扱内容については、11ページをご確認ください。

死亡保障(定期保険、介護保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額、介護保障定期保険特約の保険金額の合計が300万円未満の場合は、お取り扱いできません。

保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。

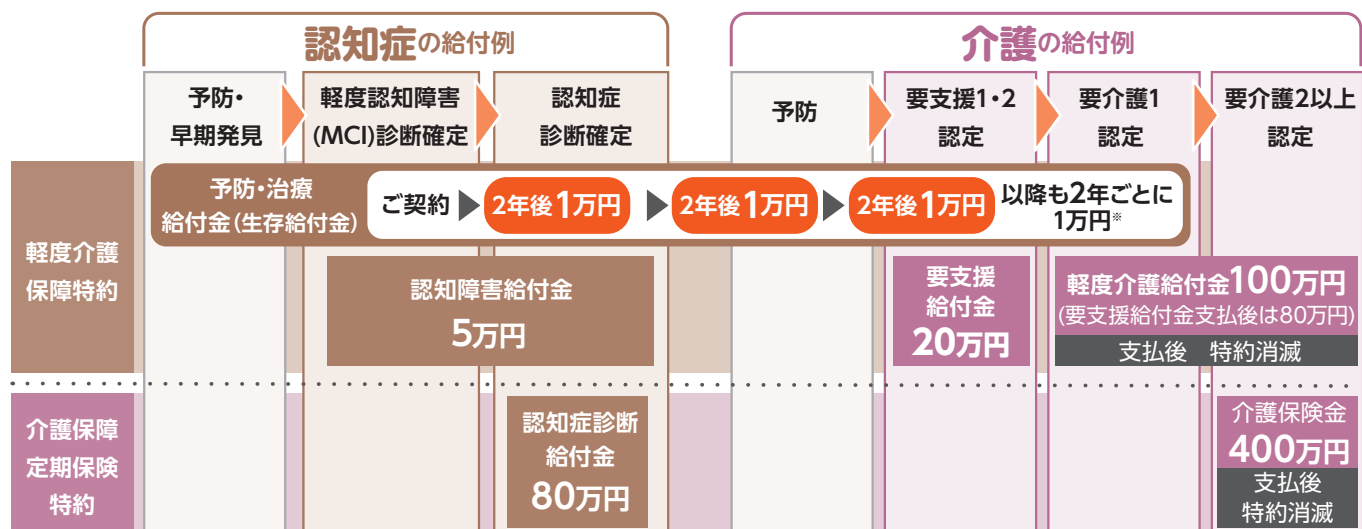
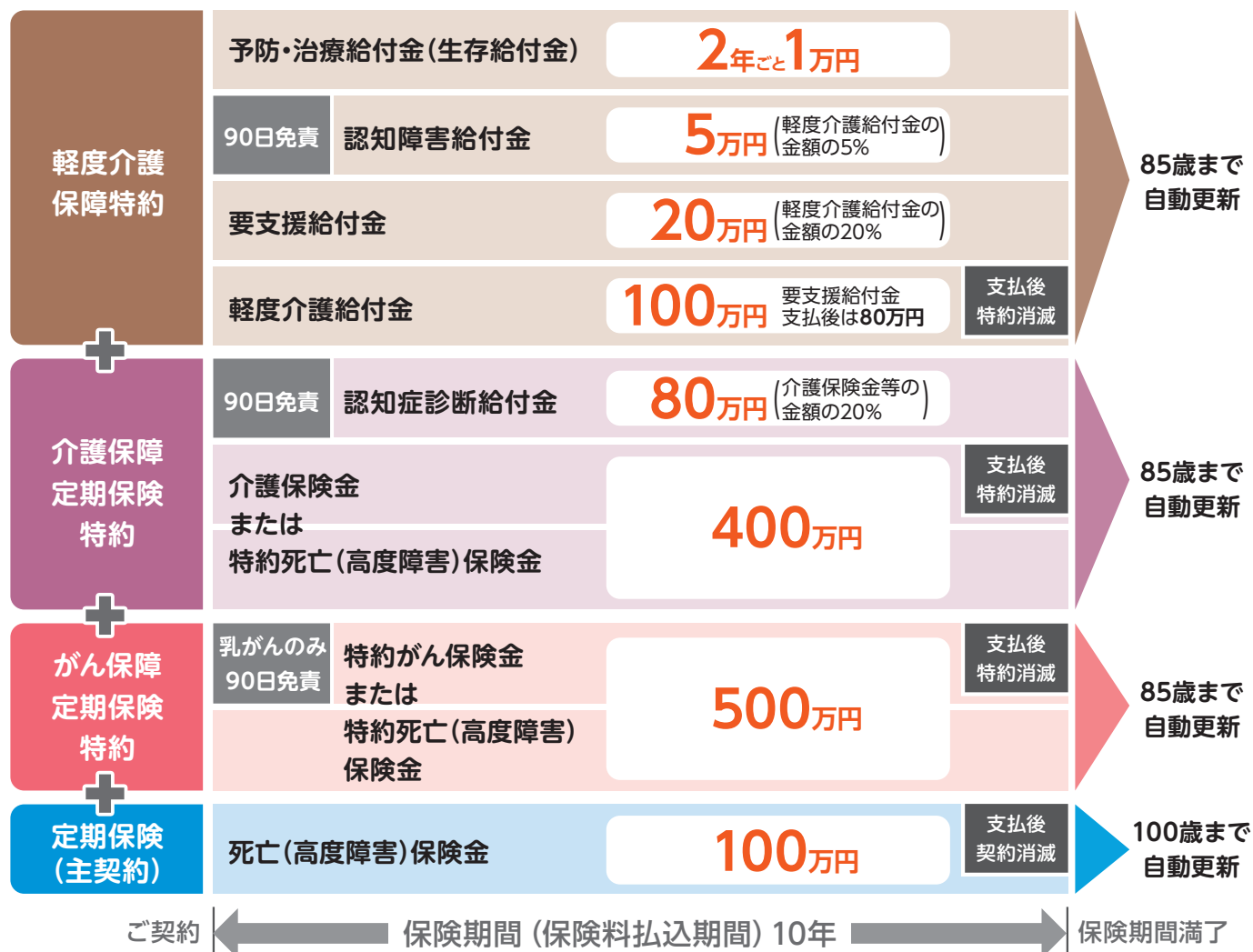


保障についてご留意いただきたいことがありますので17～18ページをご確認ください。

# 「万一」のときに備えての保障に「がん」と、さらに

## しくみ図 (イメージ図)

|                 |       |                 |          |
|-----------------|-------|-----------------|----------|
| 【保険金額】定期保険      | 100万円 | 【保険期間(保険料払込期間)】 | 10年      |
| がん保障定期保険特約      | 500万円 | 【年齢・性別】         | 50歳・男性   |
| 介護保障定期保険特約      | 400万円 | 【保険料】口座振替年払     | 121,573円 |
| 軽度介護保障特約 特約基準金額 | 100万円 |                 |          |
| 予防・治療給付金(生存給付金) | 1万円   |                 |          |



※予防・治療給付金(生存給付金)は、認知症・介護を問わず、軽度介護保障特約が消滅するまでお受け取りになれます。



# 軽度の段階からの「認知症・介護」の保障も

**保障内容** ※軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。

| お支払いする<br>保険金等     |                     | お支払いする場合(概要)<br>被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い                                                             | お支払いする<br>金額                         | 〈ご参考〉<br>お取扱内容*                                   |
|--------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 軽度介護<br>保障特約       | 予防・治療給付金<br>(生存給付金) | ご契約後2年ごとの年単位の契約応当日または<br>特約保険期間の満了時に生存しているとき                                                               | 1万円                                  | 1万円                                               |
|                    | 認知障害給付金             | 認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定の認知障害<br>(軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき                                                   | 5万円                                  | 5万円                                               |
|                    | 要支援給付金              | 公的介護保険制度の要支援1<br>または要支援2に該当していると認定されたとき                                                                    | 20万円                                 | 20万円                                              |
|                    | 軽度介護給付金             | つぎのいずれかの事由に該当したとき<br>(1)公的介護保険制度の要介護1以上に<br>該当していると認定されたとき<br>(2)所定の要介護状態に該当したとき<br>(3)所定の高度障害状態に該当したとき〈注〉 | 100万円<br>(要支援給付金<br>支払後は<br>80万円)〈注〉 | 100万円<br>(要支援給付金<br>支払後は<br>80万円)                 |
| 介護保障<br>定期保険<br>特約 | 認知症診断給付金            | 認知症給付の責任開始日以後、初めて所定の認知症に<br>罹患していると診断確定されたとき                                                               | 80万円                                 | 介護保険金等の<br>金額の20%                                 |
|                    | 介護保険金               | つぎのいずれかの事由に該当したとき<br>(1)公的介護保険制度の要介護2以上に<br>該当していると認定されたとき<br>(2)所定の要介護状態に該当したとき                           | 400万円<br>〈注〉                         | 100～500万円<br>(軽度介護<br>保障特約を<br>付加した場合<br>400万円限度) |
|                    | 特約死亡保険金             | 死亡されたとき〈注〉                                                                                                 |                                      |                                                   |
|                    | 特約高度障害保険金           | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                                                        |                                      |                                                   |
| がん保障<br>定期保険<br>特約 | 特約がん保険金             | 初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患していると<br>診断確定されたとき                                                                       | 500万円<br>〈注〉                         | 100～<br>500万円                                     |
|                    | 特約死亡保険金             | 死亡されたとき〈注〉                                                                                                 |                                      |                                                   |
|                    | 特約高度障害保険金           | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                                                        |                                      |                                                   |
| 定期保険               | 死亡保険金               | 死亡されたとき〈注〉                                                                                                 | 100万円<br>〈注〉                         | 100～<br>4,000万円                                   |
|                    | 高度障害保険金             | 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉                                                                                        |                                      |                                                   |

〈注〉「万」の保障の給付例について

死亡されたとき ..... 合計 最高1,000万円  
定期保険の死亡保険金とがん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の特約死亡保険金の  
合計金額です。

所定の高度障害状態になられたとき ..... 合計 最高1,100万円  
定期保険の高度障害保険金、がん保障定期保険特約の特約高度障害保険金、介護保障定期  
保険特約の特約高度障害保険金、軽度介護保障特約の軽度介護給付金の合計金額です。

特約がん保険金をお支払いした場合には  
がん保障定期保険特約、介護保険金をお  
支払いした場合には介護保障定期保険特  
約、軽度介護給付金をお支払いした場合  
には軽度介護保障特約は消滅しますので、  
お支払いする金額は異なります。

## \*〈ご参考〉お取扱内容について

お取扱内容については、11ページをご確認ください。

死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額、がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の保険金額、軽度介護保障特約の特約基準金額の合計が  
300万円未満の場合は、お取扱できません。

保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。



**保障についてご留意いただきたいことがありますので17～18ページをご確認ください。**

## 〈注〉以下は経理処理の一例です。契約内容に応じた経理処理や保険料については、保険設計書をご確認ください。

### 経理処理例

7～8ページのプランにて、  
保険期間(保険料払込期間)10年、50歳・男性 口座振替年払保険料121,573円  
(軽度介護保障特約以外:112,396円、軽度介護保障特約:9,177円)の場合

| 契約者 | 被保険者            | 死亡保険金受取人 |
|-----|-----------------|----------|
| 法人  | 経営者(代表者・役員)・従業員 | 法人       |

| 【保険料を払い込んだとき】<br>(軽度介護保障特約以外(定期保険・がん保障定期保険特約・<br>介護保障定期保険特約))保険料は全額を損金算入します。 | 借 方            | 貸 方              |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|
|                                                                              | 支払保険料 112,396円 | 現金または預金 112,396円 |

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、  
原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

### ■〈軽度介護保障特約〉最高解約返戻率57.4%

| 年換算保険料相当額*1が30万円以下の場合*2<br>保険料は全額を損金算入します | 借 方          | 貸 方            |
|-------------------------------------------|--------------|----------------|
|                                           | 支払保険料 9,177円 | 現金または預金 9,177円 |

| 年換算保険料相当額*1が30万円を超える場合*2                                                                                    | 借 方                                  | 貸 方                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| ① 保険期間開始から特約保険期間の40%相当時点まで(1～4年目)は、年間支払保険料の4割を資産計上し、残りの額を損金算入します。                                           | 支払保険料(損金) 5,506円<br>前払保険料(資産) 3,671円 | 現金または預金 9,177円                     |
|                                                                                                             | (前払保険料(資産)9,177円×40%=3,671円)         |                                    |
| ② 特約保険期間の40%相当時点経過後から特約保険期間の75%相当時点まで(5～7年目)は、年間支払保険料を特約保険期間の経過に応じて損金算入します。                                 | 支払保険料 9,177円                         | 現金または預金 9,177円                     |
| ③ 特約保険期間の75%相当時点経過後から特約保険期間満了まで(8～10年目)は、年間支払保険料を特約保険期間の経過に応じて損金算入します。また、資産計上した前払保険料の累計額を均等に取り崩して全額損金算入します。 | 支払保険料(損金) 9,177円<br>支払保険料(取崩) 4,894円 | 現金または預金 9,177円<br>前払保険料(資産) 4,894円 |
|                                                                                                             | (前払保険料(資産)[3,671円×4年]÷3年=4,894円)     |                                    |

\*1 年換算保険料相当額＝年間支払保険料×払込期間÷保険期間 年間支払保険料＝1回あたりの払込保険料×当該事業年度の払込回数

\*2 「最高解約返戻率が50%超70%以下の定期保険等」において、保険会社や保険契約内容の違いにかかわらず、すべての保険についての年換算保険料相当額を合計して判定します。

※各期間の経理処理例は、年間の金額を表示しています。

※各期間は年単位で計算しているため、端数月が発生する場合、実際の経理処理は上記の数値と異なります。

各期間に端数月が発生する場合は、月単位で計算してください。

※特約保険期間の最終年度は、端数処理の関係で上記の数値と異なる場合があります。

軽度介護保障特約について、最高解約返戻率が50%超70%以下の場合は、上記のとおり取り扱いますが、つぎの場合には最高解約返戻率が50%以下となり、保険料の全額を損金算入します。

●男性は、57歳以上の方で保険期間10年の場合(月払・年払 共通) ●女性は、56歳以上の方で保険期間10年の場合(月払・年払 共通)

※契約内容に変更がないことを前提とします。

| 【保険金等を受け取ったとき】<br>(死亡により1,000万円を受け取った場合) | 借 方                 | 貸 方            |
|------------------------------------------|---------------------|----------------|
|                                          | 現金または預金 10,000,000円 | 雑収入10,000,000円 |

受け取った保険金等は、雑収入として全額を益金算入します。

※被保険者の死亡により軽度介護保障特約が消滅した場合、軽度介護保障特約に責任準備金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に  
お支払いしますが、上記の仕訳例では加味していません。

※前払保険料がある場合は、前払保険料を取り崩し、受取額との差額を雑収入として益金算入してください。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金算入します。この場合、前払保険料があるときは、前払保険料を取り崩し、  
受取額との差額を雑収入または雑損失として処理してください。

2022年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の  
経理処理は今後変更になる場合があります。実際のお取り扱い等につきましては、担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認の  
うえ、ご自身の責任においてご判断ください。

## 経営者・役員・従業員の遺族または本人に対する税務上の取扱い

### ●経営者・役員・従業員の遺族が法人から受け取った死亡退職金・弔慰金の取扱い

〈死亡退職金として受け取った場合〉 死亡退職金は「退職手当金」として相続財産とみなされますが、相続人が受け取った死亡退職金のうち次の金額まで非課税となります。

$$\text{退職手当金等の非課税金額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

〈弔慰金として受け取った場合〉 弔慰金は次の金額まで非課税になります。  
これを超えた部分に相当する金額は、死亡退職金として取り扱われます。

業務上の死亡の場合 …… 普通給与（賞与を除く）の3年分（36カ月分）

業務外の死亡の場合 …… 普通給与（賞与を除く）の半年分（6カ月分）

- ※①弔慰金は、死亡退職した経営者・役員・従業員の遺族に死亡退職金とは別枠で支給されるもので、一般的には弔慰金規程にもとづき支給されます。  
②退職金の一部を弔慰金の形で支給した場合は、その弔慰金は退職金になります。  
①と②を明確に区分する必要があります。

### ●経営者・役員・従業員本人が法人から受け取った見舞金の取扱い

法人が受け取った給付金等を慶弔見舞金規程等にもとづき経営者・役員・従業員が見舞金として受け取った場合、「社会通念上相当」と認められた金額は非課税となります。

ただし、その金額が過大と判断された場合は、超過分の金額が臨時的な給与（賞与）として課税対象となります。

くわしくは担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

なお、高度障害保険金を退職金として受け取った場合には、退職所得となります。

2022年1月現在の税制等にもとづくもので、今後変更になる場合があります。

税制などの詳細については、担当の税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

【関連法令等】 相続税法12条 相続税基本通達3-20

## 法人契約のお取扱内容について

| 保険種類                                                                       | 定期保険<br>(主契約)                                                                                                                                                                                                          | がん保障定期保険特約                                            | 介護保障定期保険特約                                                                                                      | 軽度介護保障特約 *1<br>(生存給付金特則付)                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金額 *2<br>※主契約の保険金額、<br>特約の保険金額・<br>特約基準金額の合計で<br>300万円未満は、<br>お取扱いできません。 | 100 ～ 4,000万円<br>(100万円単位)                                                                                                                                                                                             | 100 ～ 500万円<br>(100万円単位)<br><br>(既加入を通算して<br>最高500万円) | 100 ～ 500万円<br>(100万円単位)<br>※軽度介護保障特約を<br>付加した場合、<br>400万円が限度です。<br>(認知症診断給付金:20%)<br><br>(既加入を通算して<br>最高500万円) | 特約基準金額 100万円、かつ<br>生存給付金額 1万円<br>(認知障害給付金:5万円<br>要支援給付金:20万円<br>軽度介護給付金:100万円)<br><br>(既加入を通算して<br>最高300万円) |
| 契約年齢範囲<br>(被保険者) *3                                                        | 15 ～ 80歳                                                                                                                                                                                                               | 15 ～ 70歳                                              | 20 ～ 80歳                                                                                                        | 30 ～ 75歳<br>※保険期間10年の場合。<br>保険期間20年の場合は、<br>40～65歳に限ります。                                                    |
| 保険期間<br>[=保険料払込期間]                                                         | 5,10,20年<br>※保険期間満了時の年齢<br>が85歳以下に限ります。                                                                                                                                                                                | 主契約と同一<br>※主契約の保険期間が5年<br>の場合、お取扱いできま<br>せん。          | 主契約と同一<br>※契約年齢が20～75歳の場合、主契約の保険期間<br>が5年ではお取扱いできません。介護保障定期保<br>険特約は契約年齢が76～80歳の場合、主契約の<br>保険期間が5年でお取扱いできます。    |                                                                                                             |
| 保険料払込方法 *4                                                                 | 口座振替月払、口座振替年払                                                                                                                                                                                                          |                                                       |                                                                                                                 |                                                                                                             |
| 最低保険料                                                                      | ●口座振替月払 1,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます。<br>●口座振替年払 制限なし                                                                                                                                                                 |                                                       |                                                                                                                 |                                                                                                             |
| 引受選択                                                                       | 告知書扱 人間ドック扱または健康診断結果通知書扱 *5                                                                                                                                                                                            |                                                       |                                                                                                                 |                                                                                                             |
| 法人契約における<br>特別のお取扱い                                                        | ●被保険者は法人の経営者(代表者・役員)・従業員に限ります。また、死亡保険金受取人は、法人のみご指定<br>いただけます。<br>●保険期間(=保険料払込期間)30年は、お取扱いできません。<br>●法人が保険契約者・死亡保険金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。<br>●法人を保険契約者とする保険契約の場合は、ご契約のお申込みの撤回等はできません。<br>●第1回保険料について、振込みのお取扱いができます。 |                                                       |                                                                                                                 |                                                                                                             |

\*1 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます。

\*2 死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約) の合計保険金額は、年齢による制限があります。

\*3 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

\*4 第1回保険料については振込みのお取扱いが可能です。

なお、振込みを選択した場合の契約日は、以下のとおりです。

月払：責任開始の日(申込日・告知日・第1回保険料(充当金)着金日のいずれか遅い日)の翌月1日

年払：責任開始の日(申込日・告知日・第1回保険料(充当金)着金日のいずれか遅い日)

\*5 告知書扱について告知事項に該当する場合、または71歳以上で死亡保障の合計保険金額が300万円を超える場合は、健康状態を詳細に告知いただき、人間ドックや健康診断の結果表を提出いただくことで、お引き受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店(信用金庫)までお問い合わせください。

### 【死亡保障の合計保険金額制限】

| 契約年齢   | 合計保険金額  |
|--------|---------|
| 15～39歳 | 4,000万円 |
| 40～45歳 | 2,000万円 |
| 46～49歳 | 1,200万円 |
| 50～59歳 | 1,000万円 |
| 60～80歳 | 800万円   |

※被保険者が既に当社の保険商品に加入されている場合など、ご加入いただけないことがあります。



# 健康告知 ～お申し込み前に必ずご確認ください～

質問事項①～⑤(該当の特約を付加する方は⑥⑦⑧を含みます)が**すべて「いいえ」の場合、お申し込みいただけます。**〈注〉

※右記の疾患は告知の対象外です → アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎(花粉症を含みます)・水虫・たむし・外耳炎・虫歯

## -----質問事項-----

**過去5年以内に、下表の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。**

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

|           |                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 心臓・血管・血圧  | 高血圧症、不整脈、狭心症、心筋こうそく、心筋症、先天性心臓病、心臓弁膜症、動脈瘤(脳・大動脈)、動脈閉塞症(内頸・腎臓・下肢)                                                |
| 脳・精神・神経   | 脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、うつ病、統合失調症、自律神経失調症、神経症、てんかん、パーキンソン病、アルコール依存症、薬物依存症、知的障がい、認知症、軽度認知障がい(MCI)                 |
| 肺・気管支     | ぜんそく、COPD(慢性閉塞性肺疾患：慢性気管支炎・肺気腫)                                                                                 |
| 胃腸        | かいよう性大腸炎、クローン病                                                                                                 |
| 肝臓        | 肝炎(肝炎ウイルス感染を含みます)、肝硬変                                                                                          |
| 腎臓        | 腎炎、ネフローゼ、腎不全                                                                                                   |
| 目         | 緑内障、網膜の病気(網膜色素変性症・網膜中心動脈閉塞症(網膜動脈閉塞症)・黄斑変性症)                                                                    |
| がん・しゅよう   | がん(上皮内がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、陰部、外陰部および肛門部に限ります)、肉腫、白血病、しゅよう(脳・肺・肝臓・すい臓・腎臓・卵巣)、ポリープ<br>【女性のみに】子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症 |
| 右記にかかげる病気 | リウマチ・こうげん病、糖尿病、紫斑病、甲状腺機能低下症、橋本病、筋ジストロフィー                                                                       |

**過去5年以内に、病気やけがで、7日間以上にわたり医師の診察・検査・治療・投薬、もしくは手術をうけたことがありますか(帝王切開は含みません)。**

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

※脂質異常症については、治療中の場合でも直近のLDLコレステロールが「180mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には、「いいえ」になります。

※ただし、下表の病気やけがについては、現在完治していれば「いいえ」になります。

|           |                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 感染症       | かぜ(感冒)・インフルエンザ、おたふくかぜ・みずぼうそう・はしか・風しん、急性胃腸炎                               |
| 呼吸器       | 急性鼻炎、急性肺炎、急性へんとう炎、急性気管支炎、急性副鼻腔炎、へんとう肥大                                   |
| 消化器       | 急性食中毒、虫垂炎(手術済みの方に限ります)、そけい・大腿・臍・腹壁癒痕ヘルニア(手術済みの方に限ります)                    |
| 皮膚        | 皮膚炎、湿疹、帯状ぼうしん、水泡のできる第Ⅱ度以下のやけど(入院された方は除きます)                               |
| 感覚器       | 結膜炎、ものもらい(麦粒腫)、急性中耳炎                                                     |
| けが        | 四肢関節ねんざ、じん帯損傷・腱損傷、手ゆび・足ゆび骨折、肩鎖関節・四肢関節の脱臼、肩甲骨・鎖骨・肋骨・四肢骨・胸骨骨折(抜釘予定の方は除きます) |
| 右記にかかげる病気 | 粉瘤、ガングリオン、良性のイボ                                                          |

**最近3ヵ月以内に、病気やけがで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。**

**または、医師より、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。**

※診察・検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

※脂質異常症については、治療中の場合でも直近のLDLコレステロールが「180mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には、「いいえ」になります。

※ただし、質問事項②にある表の病気やけがについては、現在完治していれば「いいえ」になります。

(診断名「かぜ(感冒)」に限り、医師からの投薬の途中で症状がなくなり、通院を終了した場合は「完治」とみなします)

**過去2年以内に、健康診断・人間ドックをうけた場合で、下表の項目について、**

**要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたことがありますか。**

※ただし、その後の再検査・精密検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。

※血圧測定の結果、異常指摘については、治療中の場合でも血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

※脂質検査の結果、異常指摘については、LDLコレステロールが「180mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には、「いいえ」になります。

※健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます(例：企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」)。

|    |                                             |
|----|---------------------------------------------|
| 臓器 | 脳、甲状腺、心臓、肺、食道、胃腸、肝臓、胆のう、すい臓、腎臓、前立腺、乳房、子宮、卵巣 |
| 検査 | 血圧測定、血液検査、尿検査、便検査、眼底検査、脳検査、内科診察             |

**身体上、つぎのいずれかの障がいがありますか。**

●視力の障がい(左右いずれか悪い方の矯正視力が0.3以下) ●聴力・言語・そしゃく機能の障がい

●背骨(脊柱)の変形や機能障がい、上下肢の機能障がい(手足のゆびの欠損を除きます)

## がん保障定期保険特約をお申込みの方のみ

**今までに、がん(上皮内がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、陰部、外陰部および肛門部に限ります)、肉腫、白血病と診断されたことがありますか。**

## 介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ

**今までに、公的介護保険制度における「要介護・要支援」の認定を申請したことがありますか。**

**今までに、認知症(認知症のうたがいを含みます)、軽度認知障がい(MCI)と診断されたことがありますか。**

## 介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ

**過去2年以内に病院または診療所などの医療機関において、認知機能に関する検査をうけたことがありますか。**

〈注〉質問事項については、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただき、人間ドックや健康診断の結果票を提出いただくことで、お引き受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店(信用金庫)までお問い合わせください。

※質問事項⑧に限っては、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただくことでお引き受けができる場合もあります。詳細告知の方法などについては、告知サポートダイヤル(パンフレット裏面参照)までお問い合わせください。

※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業、過去の給付金の支払情報などによってはご加入いただけないことがあります。

※2022年4月2日現在の項目です。内容を変更する場合があります。

## 所定の高度障害状態について

高度障害保険金などのお支払い対象となる所定の高度障害状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

### 所定の高度障害状態

つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 保険料払込の免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたときは、**以後の保険料(主契約および特約)のお払込みが免除**されます。

所定の身体障害の状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

### 所定の身体障害の状態

つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

## ご契約の自動更新について

所定の要件をみたした場合、**健康状態にかかわらず、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、定期保険は100歳まで、がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約および軽度介護保障特約は85歳まで、お客さまのニーズに応じ、更新することができます。**



- 保険契約者から**保険期間満了日の2ヵ月前までに**、継続しない旨のお申出がないかぎり、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- **更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。**したがって、**更新後の保険料は、更新前と異なります。**
- 更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、フコクしんらい生命所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。  
また、保険期間満了日の2ヵ月前までに保険契約者からお申出があれば、フコクしんらい生命所定の範囲内で保険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。
- **軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の予防・治療給付金(生存給付金)のお支払いはありません。**(保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。)
- 特別な条件(保険料の割増、保険金・給付金の削減)が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

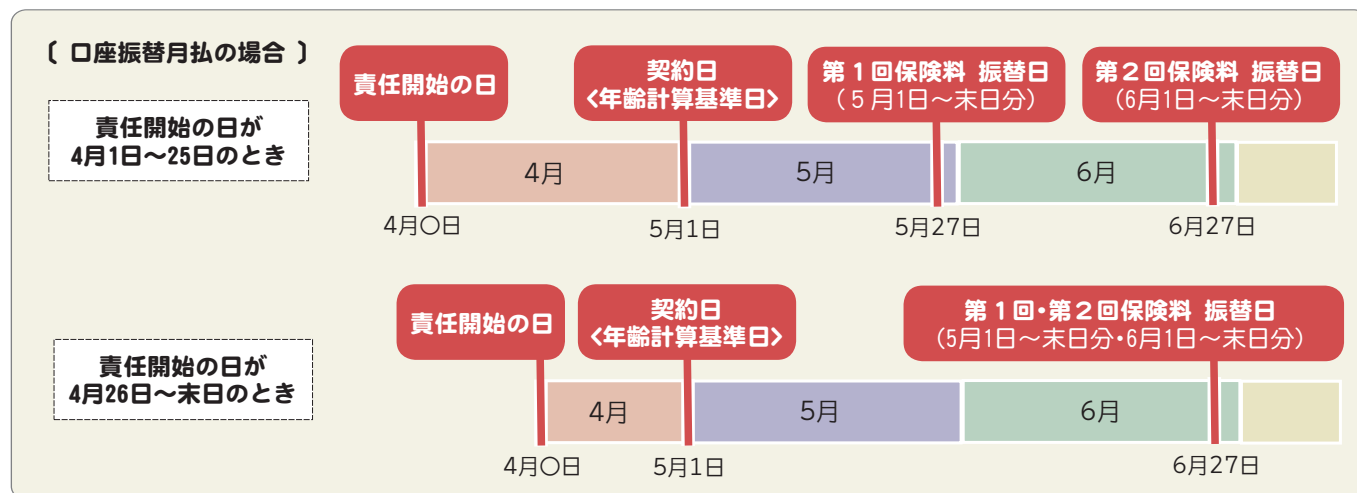


## 保障の開始(責任開始期)・保険料の振替日などについて

※責任開始期に関する特約を付加する場合のお取扱いの記載となります。

お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命(募集代理店を含みます)がお申込みを受けた時(申込書を受領した時)」または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

### 【日程の例】



### 【日程のご説明】

|                        |                                                                                                                                |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 責任開始の日<br>(責任開始期の属する日) | 「お申込みを受けた日(申込書受領日)」または「被保険者に関する告知日」のいずれか遅い日                                                                                    |
| 契約日<br><年齢計算基準日>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替月払の場合：責任開始の日の翌月1日</li> <li>●口座振替年払の場合：責任開始の日</li> </ul>                            |
| 第1回保険料の振替日*1           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始の日が1日から25日*2の場合：責任開始の日の翌月27日</li> <li>●責任開始の日が上記以外の日の場合：責任開始の日の翌々月27日*3</li> </ul> |
| 2回目以降の保険料の振替日*1        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替月払の場合：毎月27日</li> <li>●口座振替年払の場合：契約日の属する月と同月27日</li> </ul>                          |

\*1 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

\*2 25日がフコクしんらい生命の休業日のときは、前営業日となります。

\*3 口座振替月払のときは、第2回保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。

### 〈第1回保険料の払込方法に「振込」を選択された場合〉

法人契約では第1回保険料については「振込」のお取扱いが可能です。「振込」を選択された場合は以下のとおりです。

|                        |                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 責任開始の日<br>(責任開始期の属する日) | 「申込日」、「被保険者に関する告知日」または「第1回保険料着金日」のいずれか遅い日                                                                              |
| 契約日<br><年齢計算基準日>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替月払の場合：責任開始の日の翌月1日</li> <li>●口座振替年払の場合：責任開始の日</li> </ul>                    |
| 2回目以降の保険料の振替日*         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替月払の場合：契約日の属する月の翌月27日、以後毎月27日</li> <li>●口座振替年払の場合：契約日の属する月と同月27日</li> </ul> |

\* 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

## 解約返戻金について

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。  
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。  
なお、介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

## お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎのいずれかに該当するお客さま\*1が保険契約者\*2になる場合は、お取り扱いできる金額に制限があります。

- ① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
- ② 事業性ローンをご利用の企業等(従業員**20**名以下)にお勤めの会員のお客さま
- ③ 事業性ローンをご利用の企業等(従業員**21**名以上)にお勤めのお客さま

当該信用金庫では、保険契約者一人あたり通算で以下の金額までご契約いただけます。

- 死亡保険金額**1,000**万円（がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約を付加した場合は特約死亡保険金額を含みます。）
- 認知症診断給付金（介護保障定期保険特約を付加した場合）と認知障害給付金（軽度介護保障特約を付加した場合）の金額を合算して**100**万円
- 軽度介護給付金(軽度介護保障特約を付加した場合)の金額**100**万円

\*1 ご利用状況を別途確認させていただきます。

\*2 被保険者についても別途加入制限される場合がありますので、詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

※①②について、「商品パンフレット」裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません。

※詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

## ご確認ください

- この定期保険は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- この定期保険にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

**フコクしんらい生命保険株式会社** お客さまサービス室 TEL:0120-700-651(通話料無料)  
受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 当パンフレットは2022年1月現在の公的介護保険制度にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意ください事項がございますので、定期保険のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。『ご契約のしおり・約款』はご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明しています。いずれも必ずご一読ください。

### 『ご契約のしおり・約款』記載事項の例

- 保険金等をお支払いできない場合
- 健康状態や職業などの告知義務
- 保障の開始(責任開始期)
- ご契約の解約と解約返戻金
- ご契約の自動更新

## 保障についてご留意いただきたいこと

### 主契約・特約共通

- 契約者配当金、入院給付金や手術給付金はありません。

### 定期保険(主契約)について

- 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、以後の死亡保険金および高度障害保険金はお支払い対象外となります。

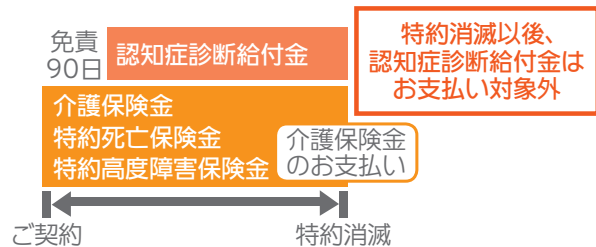
### がん保障定期保険特約について

- 特約がん保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後の特約がん保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払い対象外となります。
- 「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約がん保険金のお支払い対象とはなりません。特約がん保険金のお支払い対象となる「がん」については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。

### 介護保障定期保険特約について

- 介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払い対象外となります。
- 認知症診断給付金のお支払い対象となる「認知症」およびその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 認知症給付の責任開始日(介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前に認知症と診断確定されても、認知症診断給付金のお支払いはいたしません。
- 認知症診断給付金のお支払いは、1回のみです。認知症診断給付金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約を更新されても、認知症診断給付金の再度のお支払いはいたしません。

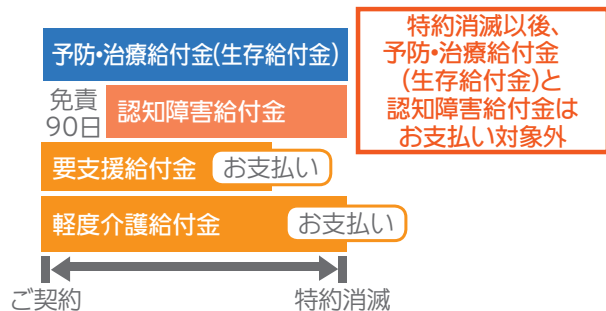
【介護保険金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



### 軽度介護保障特約について

- 軽度介護給付金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の予防・治療給付金(生存給付金)、認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護給付金はお支払い対象外となります。
- 予防・治療給付金(生存給付金)は、2年ごとに生存しているときに生存給付金額をお支払いしますが、保険期間が1年、3年、5年などの奇数年となる場合、その保険期間の満了時に生存しているときにも生存給付金額をお支払いします。
- 認知障害給付金のお支払い対象となる「認知障害」(「軽度認知障害」および「認知症」)ならびにその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 認知障害給付の責任開始日(軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前に認知障害と診断確定されても、認知障害給付金のお支払いはいたしません。
- 認知障害給付金のお支払いは、1回のみです。認知障害給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、認知障害給付金の再度のお支払いはいたしません。
- 要支援給付金のお支払いは、1回のみです。要支援給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されたときも含め、軽度介護給付金のお支払い金額は、特約基準金額の80%となります。
- 被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金(将来の給付をお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるもの)があるときは、これと同額の返戻金をお支払いします。

【要支援給付金のお支払い後、軽度介護給付金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



お支払事由、保険金等をお支払いできない場合について、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』もご確認ください。

## 公的介護保険の対象外の方などにも介護に関する保障

介護保障定期保険特約の介護保険金は、公的介護保険制度の要介護2以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払いします。**

また、**軽度介護保障特約の軽度介護給付金**も、公的介護保険制度の要介護1以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払いします。**

※軽度介護給付金は、所定の高度障害状態に該当したときにもお支払いします。

当社が定める所定の状態による介護保障により、公的介護保険について対象外の方（39歳以下の方）や特定の原因によるもののみ対象となる方（40～64歳の方）であっても、介護を要する状態やそれによる所得の減少などに備えることができます。

### 介護保険金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

- ①「**認知症による要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ②「**寝たきりによる要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

### 軽度介護給付金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

- ①「**認知症による要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ②「**日常生活動作における要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

#### ●「認知症による要介護状態」

医師の資格をもつ者により認知症と診断確定され、意識障害のない状態において、見当識障害＊があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

＊見当識障害とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ・時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- ・場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- ・人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない

#### ●「寝たきりによる要介護状態」

常時寝たきり状態で、つぎの(1)および(2)に該当して他人の介護を要する状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること
  - ① 衣服の着脱が自分ではできない
  - ② 入浴が自分ではできない
  - ③ 食物の摂取が自分ではできない
  - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

#### ●「日常生活動作における要介護状態」

つぎの(1)～(5)のいずれかに該当して他人の介護を要する状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない
- (3) 入浴が自分ではできない
- (4) 食物の摂取が自分ではできない
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない





約**140**万件の割引サービスが**使い放題!**

(従業員様のみならずご家族もご利用可能!)

余暇支援

健康支援

育児支援

介護支援

豊富なメニューを優待価格でご利用いただける福利厚生サービス「アソシエ倶楽部」。法人契約者さまが「アソシエ倶楽部」をご契約される際の特典サービスがございます。

定期保険・解約返戻金抑制型医療保険の法人契約者さまと被保険者さまがご利用可能なサービス



フコクしんらい生命の無料相談室

フコクしんらいダイヤルサービス

健康ダイヤルサービス  
健康・介護相談

年金ダイヤルサービス  
年金相談

税務ダイヤルサービス  
税務相談

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の法人契約者さま等がご利用可能なサービス※

※法人契約者さまおよび法人契約者さまのご関係者さま合わせて2名のご利用が可能です

脳トレアプリ、脳トレドリルの利用サービス

楽しく続く!  
毎日5分

Active Brain CLUB

脳トレ開発者  
川島隆太博士 監修  
(株)NeU取締役CTO  
(東北大学教授)

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約を付加したご契約について、契約日から2年間無料で、認知症予防の効果が期待できる脳トレアプリ・脳トレドリルをご利用いただけます。



- このサービスは、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- このサービスは、2022年4月2日現在のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

サービス内容の詳細や注意事項などについては、フコクしんらい生命オフィシャルホームページをご覧ください。

健康告知に関するご照会につきましては、「告知サポートダイヤル」にて対応させていただきます。

告知サポートダイヤル

TEL 0120-998-259

受付時間 9:00~17:00

(通話料無料) (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651

受付時間 9:00~18:00

(通話料無料) (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

〈注〉この「定期保険 法人プラン」は、フコクしんらい生命の保険商品【ハローキティの定期保険】を法人契約者さま向けにおすすめするプランです。

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100(代表)

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>